

青少年センターだより

令和6年3月発行

白老町青少年センター

教育委員会生涯学習課内

《春号》 Tel 85-2020

春休みの過ごし方

白老町内の小中学生の帰宅時刻は、次のとおりとなっています。

3月…午後5時（小学生）、午後6時（中学生）

4月…午後6時（小学生）、午後7時（中学生）

「早寝・早起き・朝ごはん」や「メディアコントローラー」に心がけて、規則正しい生活を送りましょう。

子どもを守るひなんの家

通学路を中心に町内の約150ヶ所の家や会社、お店に「ひなんの家」の旗があります。子供たちが、不審者に会った時や困った時に助けてもらえる場所です。

特に、新1年生の保護者の皆さまは、ご近所や通学経路上の旗の場所をお子さんと、ぜひ確認してみてください。

※子供が不審者に遭遇した場合には、周囲の大人が、すぐに

110番通報することが大切です。初期対応の早さが被害の

拡大防止につながります。児童生徒の保護もお願いします。



青少年センターの相談窓口

なや

そうだん

ひとりで悩まないで相談してください

学校のこと、家のこと、友だちのことなど、悩みや不安、心配なことはありませんか？

青少年センターでは、家族や友だち、学校などに打ち明けられない自分自身の悩みや、誰かが悩んでいると気付いた時に、相談を受け付けています。《秘密は必ず守ります。》



相談専用メール

メールアドレスは k-soudan@townshiraoi.hokkaido.jp

スマホからは、右のQRコードからアクセスできます。



「ネット上における人権侵害や青少年の非行・被害を防止するためのオンラインセミナー」

講師 元嶋 崇之 氏（北海道警察サイバーセキュリティ対策本部防犯課係主任）

道内のインターネット利用による青少年に非行・被害等の状況と保護者がすべき対策

- 匿名=行為者がばれない訳ではない

いわゆる炎上投稿

- 公共の場における悪ふざけの投稿（例：飲食店の場合）

- ・調味料にいたずらをして使えないようにした（器物破壊）
⇒刑事訴訟（懲役や罰金など）
- ・お店のイメージを下げた（売上げの低下など）
⇒民事訴訟（慰謝料の請求）

- アカウントや過去の投稿などから個人が特定された

⇒所属する学校などに苦情が殺到する

誹謗中傷は犯罪

という認識を持つ。

SNSやメッセージアプリの誹謗中傷

- 被害者が刑事訴訟したら

⇒名誉毀損罪・侮辱罪=懲役や罰金

- 被害者が民事訴訟したら

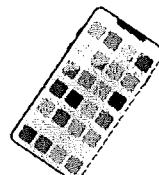
⇒慰謝料の請求

発信者の特定は可能

加害者に関する情報開示の手続きが簡易化するなどの法改正が進んでいます。

ペアレンタルコントロールって、よく聞くけど

子供がインターネット機器を利用するにあたって、親が取り組む管理や制限のこと。



一番身近なペアレンタルコントロール

家庭内のルール決め

① スマホ・アプリの利用

- ・利用時間を決める
- ・課金は親に相談 or ○円まで

② SNSなどの利用

- ・悪口・個人情報は書かない
- ・簡単に信用しない、会わない

③ パスワードの管理

- ・複雑・推測不可能にする

④ 防犯意識について

- ・日常から犯罪・トラブルに気をつけるようにする

① システム（機能）の設定方法

- ・端末（OS）で設定する

- ・アプリごと設定する

② 通信キャリアで設定する

いわゆる「フィルタリングサービス」

＜ルールと設定で、子供を守る＞

- ・子供の成長や理解度に合わせる

- ・古い端末を使うことは危険

- ・子供が相談しやすい家庭環境づくり

ポイント